

旭医大達第104号
令和4年9月30日

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後			現行		
(略)			(略)		
<u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年9月30日から施行する。</u>					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	(略)		処置料等	(略)	
	<u>反復経頭蓋磁気刺激療法 1回につき</u> (新設)	<u>5,720</u> (新設)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
【改正理由】 精神科神経科で実施する「反復経頭蓋磁気刺激療法」の自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。					